

10.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場

1. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査結果の概要

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域及び調査地点

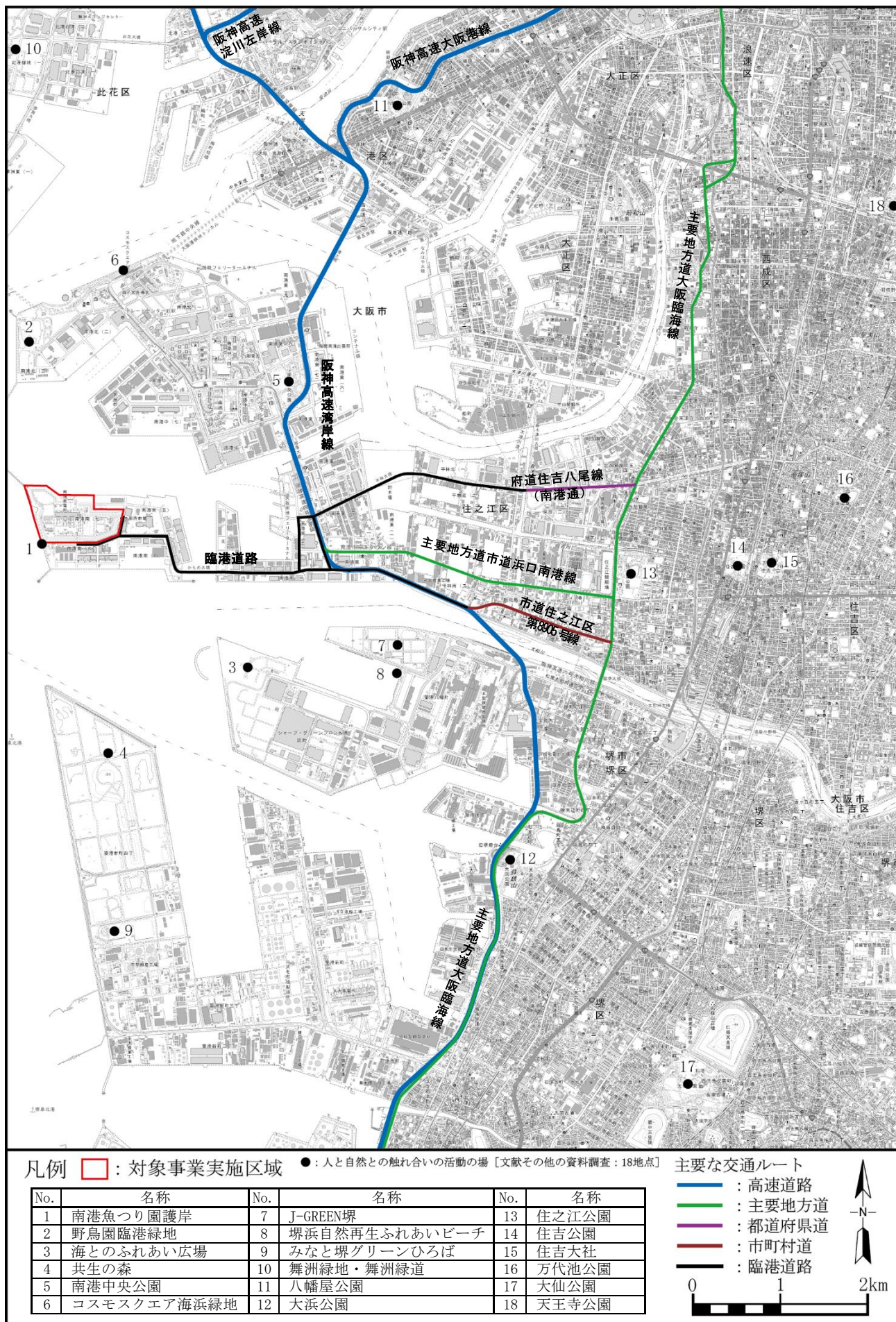
工事関係車両及び発電所関係車両の主要な交通ルート及びその周辺の地点とした。

(b) 調査方法

「いこいこ！おおさかの公園（公園施設の案内）」（都市公園管理共同体HP）、「OSAKAINFO 大阪公式観光情報」（大阪観光局HP）等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る情報の収集及び当該情報の整理を行った。

(c) 調査結果

主要な交通ルートの周辺における人と自然との触れ合いの活動の場（海釣り、野鳥観察、公園、社寺等の公共の場所）として 18 地点を抽出した。抽出した人と自然との触れ合いの活動の場の位置は第 10.1.7-1 図、その概要は第 10.1.7-1 表のとおりである。



第 10.1.7-1 図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

第 10. 1. 7-1 表 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

図中 番号	名 称	距離	概 要	利用形態	駐車場の 有無	出典
1	南港魚つり園護岸	0. 6km	大阪南港の南埠頭にある大阪近郊でもっとも近いフィッシングエリア。700mからなる護岸と白灯波止の一部がメインの釣り場として無料で開放されている。釣り道具の貸出や釣り方の説明等、初心者やお子様でも釣りを楽しめる場となっている。	魚釣り	○	①
2	野鳥園臨港緑地	2. 0km	港湾関係整備事業の一環として、おもに大阪湾岸一帯に生息する水鳥を中心とした野鳥の保護を目的として設置されたもので、干潟に飛来する野鳥のバードウォッチングや干潟に生息する生き物観察の最適な場所となっている。	野鳥観察	○	② ③
3	海とのふれあい広場	2. 3km	バーベキュー広場や芝生・緑地広場、海釣りテラス、ドッグランなどの施設があり、海への眺望も素晴らしいことから、市民が自然を身近に感じることができる場所となっている。また、災害時には「基幹的広域防災拠点」として、支援物資の中継基地等の役割も担っている。	BBQ、キャンプ、魚釣り、ドッグラン	○	④
4	共生の森	2. 6km	大阪府内の産業廃棄物を埋め立ててきた処分場跡地「堺第 7-3 区」で、多様な生物が生息、生育できる自然に再生するための森づくりの場所となっている。植樹祭や草刈りなど、府民が参加できる森づくり活動を定期的に行っているが、一般開放はされておらず、森づくり活動以外は利用できない場所である。	草刈りや植樹等定期的に府民参加イベント開催	×	⑤
5	南港中央公園	2. 8km	公園内には硬式野球場・庭球場・多目的広場・ウォーキングコースが整備され、丘陵地区に大型遊具やバーベキュー広場がある。	野球、テニス、BBQ、ウォーキング	○	⑥
6	コスモスクエア 海浜緑地	3. 1km	コスモスクエア地区にある海浜緑地で、海辺に沿って遊歩道が設けられている親水公園となっている。時間帯によっては大型船を間近で見ることや、芝生広場やベンチで海を眺めながら休憩することができる。緑地の東端の一部地域では魚釣り開放区域が設けられている。	散歩、景観鑑賞、魚釣り	×	⑦
7	J-GREEN堺	3. 6km	サッカーやフットサルなど幅広いスポーツが楽しめる施設として、日本最大級の規模を誇る。サッカーをはじめとしたスポーツ、レクリエーション活動の振興や市民の健康づくり、青少年の健全育成の推進、日本代表のキャンプ誘致や全国規模の大会開催を通じたスポーツ文化の創造を目的に作られた施設である。	サッカー、フットサル、ラグビー、陸上競技、サイクリング、ウォーキング	○	⑧ ⑨
8	堺浜自然再生ふれあいビーチ	3. 9km	臨海部の生物多様性の保全、再生に向けた「実験」の場としてつくられたビーチで、堺の海の自然再生を試していくため、定期的に水質や生物の調査、海浜造成用材の環境実験を行っている。海辺の散策や水辺遊び、海の自然観察などは楽しめるが、遊泳や釣りは禁止されている。	景観鑑賞、水辺遊び	×	⑩ ⑪
9	みなと堺グリーンひろば	4. 6km	広い園内には野球場、芝生ひろば、運動場、憩いの広場があり、多目的に使用できる。晴れた日には、淡路島や明石海峡大橋も遠望でき、ウォーターフロントに広がる自然との共生空間となっている。	サッカー、ラグビー、野球、ジョギング、景観鑑賞	○	⑫ ⑬
10	舞洲緑地 舞洲緑道	5. 8km	緑が豊かな敷地に、巨大遊具や灯台、芝生広場、シーサイドプロムナードと呼ばれる大阪湾を望める遊歩道があり、海と緑の自然を満喫できるスポットとなっている。シーサイドプロムナードの西端は魚釣り開放区域となっている。	遊具、散策、ウォーキング、魚釣り	○	⑭ ⑮ ⑯

第 10. 1. 7-1 表 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

図中 番号	名 称	距離	概 要	利用形態	駐車場の有無	出典
11	八幡屋公園	5. 8km	都会の中にありながら広大な敷地を有し、緑の芝生広場、室内プール、体育館があり、身近にスポーツや自然観察を大人から子どもまで楽しむことができる公園となっている。遊具やウォーキングコース、展望台など、楽しめるスポットも多く存在する。	体育館、プール、トレーニング室、自然観察、ウォーキングコース	○	⑰ ⑱ ⑲
12	大浜公園	6. 1km	明治 12 年 (1879 年) に開園した堺市営で最も古い公園である。現在は 16ha の敷地に野球場、屋外プール、体育館、テニスコート、相撲場、猿飼育舎、蘇鉄山などがあり、スポーツ、レクリエーションの場として利用されている。	プール、各種スポーツ、散歩、景観鑑賞、自然観察	○	⑳ ㉑
13	住之江公園	6. 1km	「花と緑とふれあう」「広々とした施設で遊ぶ」「スポーツを楽しむ」の 3 つのコンセプトを持つ都市型総合公園で、園内には「花と緑のスクエア」(緑地ゾーン)、大池(野鳥が生息する)のほか、プール、テニスコート、野球場といったスポーツ施設がある。公園南西側に大阪護國神社が隣接しており、新なにわ筋を挟んだ西側には住之江競艇場がある。	プール、野球、テニス、自然鑑賞、散歩	○	㉒ ㉓
14	住吉公園	7. 3km	明治 6 年に開設された大阪で最も古い歴史のある公園で、元は住吉大社の境内で大社の馬場であった。公園の中央には住吉大社の参道であった汐掛道が通っており、園内には昔をしのばせる碑や建物が存在する。現在は、体育館、テニスコート、軟式野球場、集会所などの施設があるほか、花と水の広場、ハンギングバスケット、児童遊技場など地域の憩いの場となっている。	散歩、BBQ、花見、遊具、体育館、野球、テニス	×	㉔ ㉕
15	住吉大社	7. 7 km	全国に 2, 300 社ある住吉神社の総本社で摂津国一之宮として崇敬を集め、年の始めには 200 万人以上の参詣者が訪れる。緑に囲まれた境内には国宝に指定されている古代の建築様式を伝える四本殿をはじめ、住吉の象徴とされる反橋(太鼓橋)や多数の文化財、樹齢 1, 000 年を超える御神木など悠久の歴史を感じる由緒深い神社である。	参拝、祈祷、散策、夏祭りなどの行事	○	㉖
16	万代池公園	8. 7km	聖徳太子の魔物退治の伝説がその名に残る。現在では子供向けの道具などがあり、ラジオ体操やウォーキングなどを楽しむ市民の憩いの場となっている。春は花見客でにぎわい冬は渡り鳥目当てに野鳥ファンが集う場所である。	花見、散歩、ジョギング、自然観察	×	㉗
17	大仙公園	9. 3km	世界文化遺産に登録された百舌鳥古墳群の一角、世界最大の墳墓である仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳周辺に位置する。園内には中央図書館、博物館、茶室、日本庭園などの施設や、大芝生広場、自転車ひろば、児童の森など大人も子供も楽しめる総合公園である。また、園内には 1, 000 本の桜の木があり、4 月には花見も楽しむことができる。	図書館、博物館、日本庭園、散歩、遊具、花見	○	㉘

第 10.1.7-1 表 (3) 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

図中 番号	名 称	距離	概 要	利用形態	駐車場の有無	出典
18	天王寺公園	9.8km	上町台地の西端に位置しており、26haもの面積を誇る大阪を代表する都市公園である。園内には動物園、美術館、慶沢園などの施設があり、サッカーコートやレストラン、カフェ、ドッグランなどの施設が備わった「てんしば」というエリアもある。子どもから大人まで自然を満喫しながら楽しめる公園となっている。	動物園、美術館、散策、サッカー、飲食、ショッピング	○	②⑨

注：1. 図中番号は、第 10.1.7-1 図を参照。

2. 距離、概要及び出典の各欄の内容を次に示す。

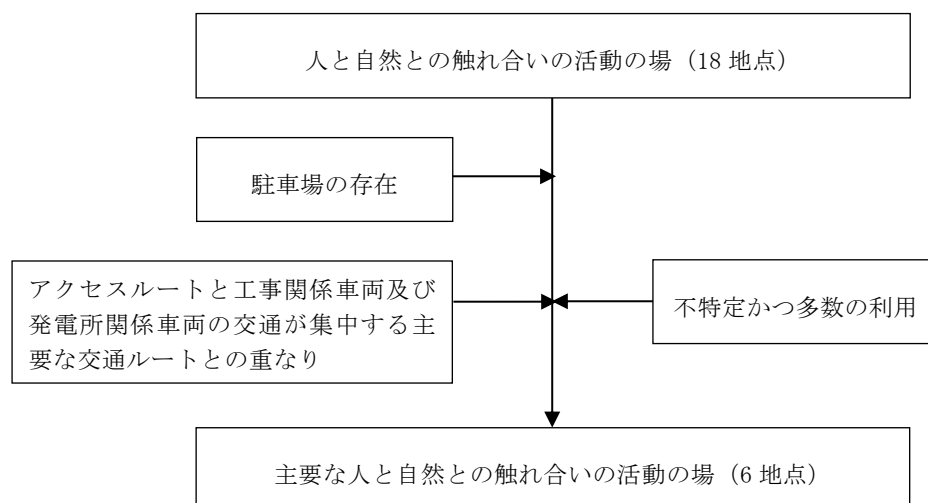
- ・距離：対象事業実施区域から人と自然との触れ合いの活動の場までの最短の直線距離
- ・概要：出典及び現地踏査等に基づく記載
- ・出典：①「南港魚つり園護岸」（南港魚つり園護岸HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ②「野鳥園臨港緑地（南港野鳥園）」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ③「大阪南港野鳥園」（NPO法人南港ウェットランドグループHP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ④「海とのふれあい広場」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑤「堺第 7-3 区 共生の森づくり」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑥「南港BTB 南港中央公園」（一般財団法人 大阪スポーツみどり財団HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑦「Walkerplus シーサイド コスモ(コスモスクエア海浜緑地）」（株式会社KADOKAWA HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑧「J-GREEN SAKAI」（ジェイズパークグループHP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑨「J-GREEN堺（サッカー・ナショナルトレーニングセンター）」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑩「堺浜自然再生ふれあいビーチ」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑪「堺市 堺浜自然再生ふれあいビーチ」（大阪湾環境保全協議会HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑫「堺市家原大池体育館・みなと堺グリーンひろば」（コナミスポーツ株式会社HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑬「みなと堺グリーンひろば」（堺観光コンベンション協会、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑭「舞洲スポーツアイランド」（ミズノスポーツサービスHP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑮「OSAKAINFO（舞洲シーサイドプロムナード）」（大阪公式観光局HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑯「OSAKAINFO（舞洲新夕陽ヶ丘）」（大阪公式観光局HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑰「八幡屋公園（八幡屋スポーツパークセンター）」（一般財団法人大阪スポーツみどり財団HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑱「Asueアリーナ大阪」（一般財団法人大阪スポーツみどり財団HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑲「Asue大阪プール」（一般財団法人大阪スポーツみどり財団HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ⑳「大浜公園（おおはまこうえん）」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉑「大浜公園」（堺観光ガイドHP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉒「いこいこ！おおさかの公園（住之江公園）」（都市公園管理共同体HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉓「Walkerplus 住之江公園」（株式会社KADOKAWA HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉔「いこいこ！おおさかの公園（住吉公園）」（都市公園管理共同体HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉕「Walkerplus 住吉公園」（株式会社KADOKAWA HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉖「住吉大社」（住吉大社HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉗「OSAKAINFO 大阪公式観光情報（万代池公園）」（大阪観光局HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉘「大仙公園」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 ㉙「大阪市 花と緑の情報サイト（天王寺公園）」（一般財団法人大阪スポーツみどり財団HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

現地調査に先立ち、「① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果の解析を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定を行った。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定フローは第 10.1.7-2 図、選定結果は第 10.1.7-2 表、位置は第 10.1.7-3 図のとおりである。

「① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」で抽出した 18 地点の人と自然との触れ合いの活動の場のうち、駐車場が存在し、アクセスルートが工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中すると想定される対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートと重なり、不特定かつ多数の利用が想定されるものを、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として 6 地点選定した。



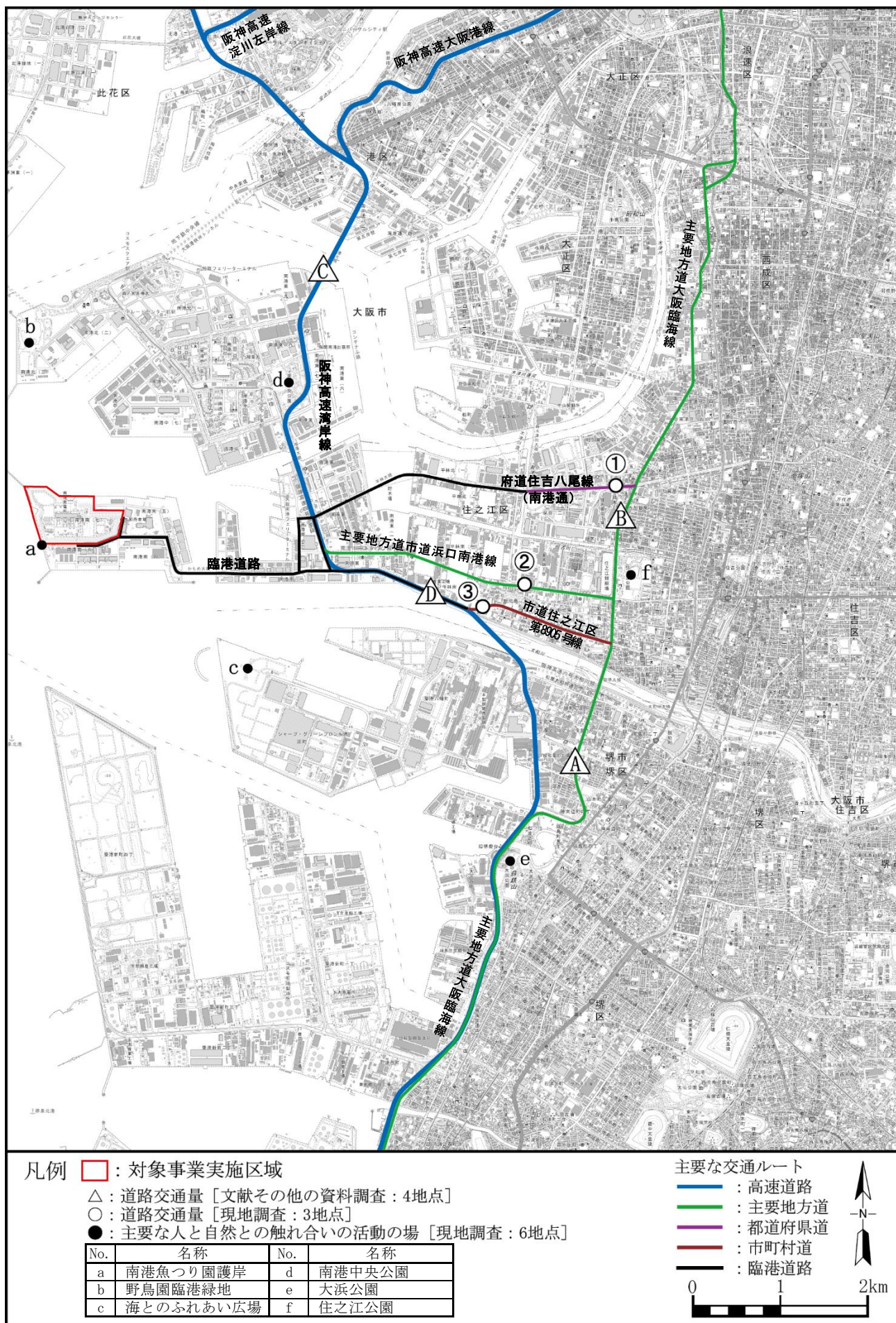
第 10.1.7-2 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定フロー

第 10.1.7-2 表 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定結果

図中 記号	名称	距離	選定理由
a	南港魚つり園護岸	0.6km	・ 駐車場がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ 魚釣り等の不特定かつ多数の利用がある。
b	野鳥園臨港緑地	2.0km	・ 駐車場（無料）がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ 野鳥観察等の不特定かつ多数の利用がある。
c	海とのふれあい広場	2.3km	・ 駐車場（無料）がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ BBQ、キャンプ、魚釣り、ドッグラン等の不特定かつ多数の利用がある。
d	南港中央公園	2.8km	・ 駐車場がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ 野球、テニス、BBQ、ウォーキング等の不特定かつ多数の利用がある。
e	大浜公園	6.1km	・ 駐車場がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ プール、各種スポーツ、散歩、景観鑑賞、自然観察等の不特定かつ多数の利用がある。
f	住之江公園	6.1km	・ 駐車場がある。 ・ 工事関係車両及び発電所関係車両の交通が集中する対象事業実施区域近傍の主要な交通ルートが当該活動の場へのアクセスルートと重なる。 ・ プール、野球、テニス、自然鑑賞、散歩等の不特定かつ多数の利用がある。

注：1. 図中記号は、第 10.1.7-3 図を参照。

2. 距離は、対象事業実施区域から主要な人と自然との触れ合いの活動の場までの最短の直線距離を示す。



第 10.1.7-3 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び交通量調査地点の位置

a. 現地調査

(a) 調査地域

工事関係車両及び発電所関係車両の主要な交通ルート及びその周辺とした。

(b) 調査地点

第 10.1.7-3 図に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場を選定した 6 地点とした。

(c) 調査期間

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用特性を考慮した期間とした。

令和 6 年 3 月 31 日（日）、4 月 6 日（土）、5 月 3 日（金・祝）、7 月 27 日（土）、8 月 11 日（日）、10 月 5 日（土）

(d) 調査方法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、利用の状況及び利用環境の状況について公園等管理者への聞き取り調査及び現地確認を行い、調査結果の整理及び解析を行った。

(e) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等は、第 10.1.7-3 表のとおりである。

第 10.1.7-3 表 (1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等

図中 記号	名称	調査日時	施設等	利用形態	利用者 (人)	駐車台数 /収容台数 (台)	利用環境等
a	南港 魚つり園 護岸	令和 6 年 8 月 11 日 (日) 8 時 40 分～ 9 時 40 分、 11 時 30 分～ 12 時 30 分	釣り場	釣り 水遊び	高齢者： 10 大人： 90 子供： 40 計： 140	39/約120	自動車、バイク及び公共交通機 関（公共バス）等によるアクセ スがある。 釣りを目的とした利用者がほと んどである。 令和2年度の利用者数は約3万人 である。
		令和 6 年 10 月 5 日 (土) 8 時 45 分～ 9 時 45 分	釣り場	釣り	高齢者： 5 大人： 80 子供： 14 計： 99	37/約120	
b	野鳥園 臨港緑地	令和 6 年 5 月 3 日 (金・祝) 9 時 00 分～ 10 時 30 分	展望塔、北観察 所等	野鳥観察	高齢者： 35 大人： 41 子供： 5 計： 81	27/約22	自動車及びバイク等によるアクセ スがある。 野鳥観察を目的とした利用者が 多い。 駐車場の利用台数及び施設の利 用者統計データは公表されてい ない。
		令和 6 年 10 月 5 日 (土) 10 時 15 分～ 11 時 30 分	展望塔、北観察 所等	野鳥観察	高齢者： 22 大人： 15 子供： 1 計： 38	14/約22	
c	海との ふれあい 広場	令和 6 年 5 月 3 日 (金・祝) 14 時 00 分～ 16 時 00 分	多目的広場、パ ーベキュー広 場、海釣りテラ ス、ドッグラン 等	食事、休息、ボー ル遊び、釣り、散 策、犬の散歩等	高齢者： 35 大人： 1,253 子供： 518 計： 1,806	513/約500	自動車、バイク及び公共交通機 関（公共バス）等によるアクセ スがある。 バーベキューを目的とした利用 者が多く、ドッグラン、犬の散 歩、釣り（主に夏季）の利用も みられる。 駐車場の利用台数及び施設の利 用者統計データは公表されてい ない。
		令和 6 年 8 月 11 日 (日) 13 時 30 分～ 14 時 45 分	多目的広場、パ ーベキュー広 場、海釣りテラ ス、ドッグラン 等	休息、釣り、犬の 散歩、ドッグラン 等	高齢者： 0 大人： 42 子供： 7 計： 49	25/約500	
d	南港中央 公園	令和 6 年 7 月 27 日 (土) 9 時 00 分～ 11 時 00 分	野球場、庭球 場、バーベキュー 広場、多目的 広場、遊具広場 等	テニス、野球、ジ ョギング、ウォー キング、休息等	高齢者： 1 大人： 44 子供： 25 計： 70	7/189	自動車及びバイク等によるアクセ スがある。 野球、テニスを目的とした利用 者が多い。 令和3年度の施設の利用件数は、 野球場が約900件、テニス場が約 1.3万件、バーベキュー場が約 500件である。令和4年度の駐車 場の利用台数は、約2.7万台であ る。
		令和 6 年 10 月 5 日 (土) 12 時 00 分～ 13 時 30 分	野球場、庭球 場、バーベキュー 広場、多目的 広場、遊具広場 等	テニス、野球、ジ ョギング、ウォー キング、休息、パ ーベキュー等	高齢者： 5 大人： 349 子供： 33 計： 387	86/189	
e	大浜公園	令和 6 年 4 月 6 日 (土) 11 時 00 分～ 13 時 00 分	体育館・武道 館、野球場、テ ニスコート、防 災広場、猿飼育 舎等	スポーツの大会、 野球、テニス、花 見、遊具、散策、 犬の散歩等	高齢者： 40 大人： 322 子供： 306 計： 668	135/340	自動車及びバイク等によるアクセ スがある。 桜の時期は、花見を目的とした 利用者が多い。 公園の来園者数は公表されてい ない。令和3年度の施設の年間利 用者数は約18.1万人で、内訳は 体育館が約13.2万人、野球場が 約2.2万人、テニス場が約2.1万 人、相撲場が約0.7万人である。 令和4年度の駐車場の利用台数 は、約10.0万台である。
		令和 6 年 7 月 27 日 (土) 15 時 00 分～ 17 時 00 分	体育館・武道 館、野球場、テ ニスコート、防 災広場、猿飼育 舎等	イベント参加、プ ール、遊具等	高齢者： 6,000 大人： 12,030 子供： 5,528 計： 23,558	-	

第 10.1.7-3 表 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等

図中 記号	名称	調査日時	施設等	利用形態	利用者 (人)	駐車台数 /収容台数 (台)	利用環境等
f	住之江 公園	令和 6 年 3 月 31 日 (日) 10 時 30 分～ 12 時 00 分	花と緑のスクエ ア、大池、ドッ グラン、テニス コート、野 球 場、バーベキュー 広場、児童遊 技場等	散策、休息、バー ベキュー、遊具、 野球、テニス、ラ ンニング等	高齢者： 51 大人： 273 子供： 300 計： 624	55/63	自動車及びバイク等によるアク セスがある。 スポーツを目的とした利用が多 い。 令和3年度の来園者数は約32万人 である。同年度の施設の利用者 数は約5.5万人で、内訳は野球場 が約1.9万人、球技広場が約1.4 万人、テニス場が約1.5万人、会 議室等が約0.7万人である。 同年度の駐車場の利用台数は、 約1.5万台である。
		令和 6 年 10 月 5 日 (土) 14 時 30 分～ 16 時 00 分	花と緑のスクエ ア、大池、ドッ グラン、テニス コート、野 球 場、バーベキュー 広場、児童遊 技場等	散策、休息、遊 具、野球、テニ ス、ウォーキング 等	高齢者： 37 大人： 132 子供： 35 計： 204	15/63	

- 注：1. 図中記号は、第 10.1.7-3 図を参照。
2. 調査時間は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場ごとに、利用が想定される任意の時間帯を設定した。
3. 利用者の年齢層は適宜判断した（高齢者：65 歳以上、大人：高校生以上 64 歳まで、子ども：高校生まで）。
4. 駐車台数は調査時の実績の値、収容台数は HP 等で公開されている目安の台数を示す。
5. 「-」はイベントの開催により当該施設の駐車場が閉鎖されていたことを示す。

③ 道路交通量の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

工事関係車両及び発電所関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周辺とした。

(b) 調査地点

第 10.1.7-3 図に示す主要な交通ルートにおける「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省HP）等（以下「道路交通センサス 一般交通量調査」という。）による道路交通量の測定点 4 地点とした。

(c) 調査期間

入手可能な最新の資料（平成 22、27、令和 3 年度）とした。

(d) 調査方法

「道路交通センサス 一般交通量調査」による道路交通量に係る情報の収集及び当該情報の整理を行った。

(e) 調査結果

道路交通量の状況は、第 10.1.7-4 表のとおりである。

第 10.1.7-4 表 道路交通量の状況

（単位：台）

調査地点	測定点名	路線名	交通量		
			平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
A	堺市堺区山本町 4 丁	主要地方道 大阪臨海線	37,201	31,433	33,388
B	大阪市住之江区緑木 1 丁目	主要地方道 大阪臨海線	29,427	30,508	26,725
C	大阪市港区港晴 2 丁目	阪神高速湾岸線	36,151	39,529	46,861
D	大阪市平林南 2 丁目	阪神高速湾岸線	63,744	62,037	68,816

注：1. 調査地点は、第 10.1.7-3 図を参照。

2. 交通量は、平日 12 時間（7～19 時）の往復交通量の測定結果を示す。

3. 交通量には、二輪車は含まない。

「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省HP）
「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省HP）
「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省HP）より作成

b. 現地調査

(a) 調査地域

工事関係車両及び発電所関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周辺とした。

(b) 調査地点

第 10.1.7-3 図に示す主要な交通ルートのうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートを勘案し、府道住吉八尾線（南港通）、主要地方道市道浜口南港線及び市道住之江区第 8905 号線の 3 地点とした。

(c) 調査期間

道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各 1 日とし、24 時間の連続測定を行った。

平日：令和 5 年 11 月 13 日（月）13 時～14 日（火）13 時

休日：令和 5 年 11 月 12 日（日）0 時～24 時

(d) 調査方法

「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査について」に準拠し、方向別・車種別の交通量を調査し、調査結果の整理を行った。

(e) 調査結果

道路交通量の調査結果は、第 10.1.7-5 表のとおりである。

第 10.1.7-5 表 道路交通量の調査結果

（単位：台）

調査 地点	路線名	交通量	
		平日	休日
①	府道住吉八尾線（南港通）	16,916	9,325
②	主要地方道市道浜口南港線	11,586	5,361
③	市道住之江区第 8905 号線	12,431	6,329

注：1. 調査地点は、第 10.1.7-3 図を参照。

2. 交通量は、12 時間（7～19 時）の往復交通量の測定結果を示す。

3. 交通量には、二輪車は含まない。

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 工事用資材等の搬出入

(a) 環境保全措置

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送をし、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・掘削範囲を最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り対象事業実施区域内にて埋戻し及び盛土に有効利用することにより、残土の発生量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・工事工程等の調整により工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。
- ・工事関係者の通勤は、乗り合い等に努め、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。
- ・会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する。

(b) 予測地域

工事関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周辺とした。

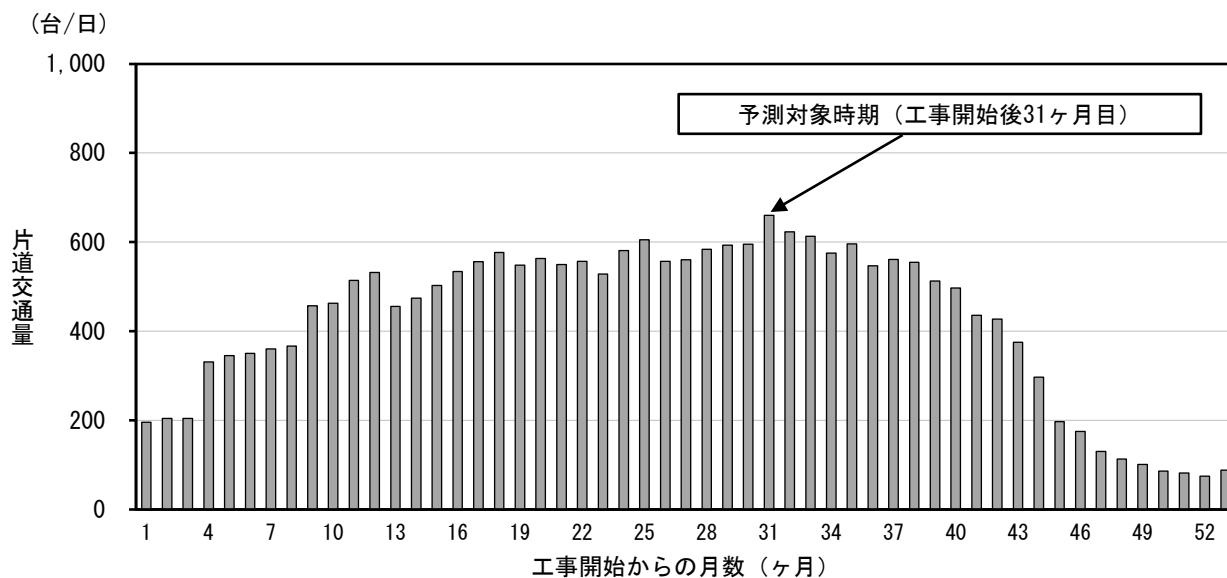
(c) 予測地点

第 10.1.7-3 図に示す主要な交通ルートのうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートを推定し、府道住吉八尾線（南港通）（予測地点①）、主要地方道市道浜口南港線（予測地点②）、市道住之江区第 8905 号線（予測地点③）、主要地方道大阪臨海線（予測地点A、B）、阪神高速湾岸線（予測地点C、D）沿いの 7 地点とした。

(d) 予測対象時期

工事関係車両の交通量が最大となる工事開始後 31 ヶ月目とした。

工事関係車両の月別交通量は、第 10.1.7-4 図のとおりである。



第 10.1.7-4 図 工事関係車両の月別交通量

(e) 予測方法

工事関係車両による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測した。

(f) 予測結果

予測地点における将来交通量は、第 10.1.7-6 表のとおりである。

予測地点の将来交通量における工事関係車両の占める割合は 0.1～2.6%と予測される。

第 10.1.7-6 表 予測地点における現況と将来の交通量（工事開始後 31 ヶ月目）

（単位：台）

予測地点	路線名 (アクセスルート)	現況交通量	将来交通量			工事関係車両 の割合 (%) b/c
		一般車両	一般車両 a	工事関係車両 b	合計 $c = a + b$	
①	府道住吉八尾線（南港通）	16,916	16,916	399	17,315	2.3%
②	主要地方道市道浜口南港線	11,586	11,586	298	11,884	2.5%
③	市道住之江区第 8905 号線	12,431	12,431	326	12,757	2.6%
A	主要地方道大阪臨海線	33,388	33,388	326	33,714	1.0%
B	主要地方道大阪臨海線	26,725	26,725	298	27,023	1.1%
C	阪神高速湾岸線	46,861	54,265	340	54,605	0.6%
D	阪神高速湾岸線	68,816	71,469	84	71,553	0.1%

注：1. 予測地点は、第 10.1.7-3 図を参照。

- 交通量は、人と自然との触れ合いの活動の場の主な活動時間帯である昼間の 12 時間（7～19 時）の往復交通量を示す。
- 一般車両の将来交通量は、現況交通量に伸び率（予測地点Cは 1.158、予測地点Dは 1.039、その他は伸び率なし）を考慮した交通量を示す。なお、伸び率は平成 22 年度、平成 27 年度及び令和 3 年度の「道路交通センサス一般交通量調査」結果から推計した。

(g) 評価結果

7. 環境影響の回避・低減に関する評価

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送をし、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・掘削範囲を最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り対象事業実施区域内にて埋戻し及び盛土に有効利用することにより、残土の発生量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・工事工程等の調整により工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。
- ・工事関係者の通勤は、乗り合い等に努め、工事関係車両台数の低減を図る。
- ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。
- ・会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事関係車両の占める割合は 0.1～2.6%にとどまるため、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに及ぼす影響は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 土地又は工作物の存在及び供用

a. 資材等の搬出入

(a) 環境保全措置

資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 定期点検工程等の調整により発電所関係車両台数の平準化に努め、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る。
- ・ 発電所関係者の通勤は、乗り合い等に努め、発電所関係車両台数の低減を図る。
- ・ 阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。
- ・ 会議等を通じて、環境保全措置を発電所関係者へ周知徹底する。

(b) 予測地域

発電所関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周辺とした。

(c) 予測地点

第 10.1.7-3 図に示す主要な交通ルートのうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートを推定し、府道住吉八尾線（南港通）（予測地点①）、主要地方道市道浜口南港線（予測地点②）、市道住之江区第 8905 号線（予測地点③）、主要地方道大阪臨海線（予測地点A、B）、阪神高速湾岸線（予測地点C、D）沿いの 7 地点とした。

(d) 予測対象時期

発電所関係車両の交通量が最大となる時期（定期点検時）とした。

(e) 予測方法

発電所関係車両による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測した。

(f) 予測結果

予測地点における将来交通量は、第 10.1.7-7 表のとおりである。

予測地点の将来交通量における発電所関係車両の占める割合は 0.0～1.7%と予測される。

第 10.1.7-7 表 予測地点における現況と将来の交通量（定期点検時）

（単位：台）

予測地点	路線名 (アクセスルート)	現況交通量	将来交通量			発電所関係車両 の割合 (%) b / c
		一般車両	一般車両 a	発電所関係車両 b	合計 $c = a + b$	
①	府道住吉八尾線（南港通）	16,916	16,916	228	17,144	1.3%
②	主要地方道市道浜口南港線	11,586	11,586	174	11,760	1.5%
③	市道住之江区第 8905 号線	12,431	12,431	218	12,649	1.7%
A	主要地方道大阪臨海線	33,388	33,388	218	33,606	0.6%
B	主要地方道大阪臨海線	26,725	26,725	174	26,899	0.6%
C	阪神高速湾岸線	46,861	55,247	97	55,344	0.2%
D	阪神高速湾岸線	68,816	71,952	26	71,978	0.0%

注：1. 予測地点は、第 10.1.7-3 図を参照。

- 交通量は、人と自然との触れ合いの活動の場の主な活動時間帯である昼間の 12 時間（7～19 時）の往復交通量を示す。
- 一般車両の将来交通量は、現況交通量に伸び率（予測地点Cは 1.179、予測地点Dは 1.046、その他は伸び率なし）を考慮した交通量を示す。なお、伸び率は平成 22 年度、平成 27 年度及び令和 3 年度の「道路交通センサス一般交通量調査」結果から推計した。
- 予測地点Dの発電所関係車両の割合 (%) は、0.1%未満（約 0.04%）である。

(g) 評価結果

7. 環境影響の回避・低減に関する評価

資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・定期点検工程等の調整により発電所関係車両台数の平準化に努め、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る。
- ・発電所関係者の通勤は、乗り合い等に努め、発電所関係車両台数の低減を図る。
- ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。
- ・会議等を通じて、環境保全措置を発電所関係者へ周知徹底する。

これらの環境保全措置を講じることにより、定期点検時における発電所関係車両の占める割合は 0.0～1.7%にとどまるため、資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに及ぼす影響は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。